

取 扱 基 準

名 称	令和6年能登半島地震にかかる自治会等集会所建設費補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	令和6年能登半島地震により被害を受けた自治会・町内会又はその連合組織が所有又は使用する集会所について、災害復旧にかかる建設、購入、又は修繕に要する経費の一部を補助する。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	・建設、購入または修繕費補助 14件 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	令和6年能登半島地震により被害を受けた集会所の建設費または修繕費 1. 建替、購入または大改修 内閣府が定めた指針に基づく調査により「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」のいずれかに該当した場合に限る。 2. 修繕 能登半島地震で被災した箇所の修繕で補助対象となる修繕費が30万円以上の場合に限る。
補助額及びその算定方法又は補助率	・建替、購入または大改修補助 補助額 （大規模）：500世帯以上 限度額1,800万円 （普通規模）：大規模以外 限度額1,200万円 補助率 3/4 ・修繕費補助（30万円以上の修繕） 補助額 限度額750万円 補助率 3/4
開始時期	令和6年 1月 1日
評価の時期	令和6年 9月30日
終 期	令和7年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 自治会予算書又は決算書、自治会報、看板
担当部署	西区 地域課 地域振興担当 電 話 025-264-7172 e-mail: chiiki.w@city.niigata.lg.jp